

気象警報が発令された場合の対応

非常災害時における休校等の対応について、津山市教育委員会との確認の上、次の通りにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

1 午前6時の時点で、津山市に次の警報が1つでも発令されている場合、休校とします。

- (1) 特別警報 (2) 暴風警報 (3) 大雨警報
- (4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) 暴風雪警報

※この場合「うさぎメール」を利用しての連絡は行いません。

※休校になった場合、調整後翌日の連絡はうさぎメールで行います。

※午前6時を過ぎて始業までの間に、(1)～(6)の警報が発令された場合は、地域の状況を考慮し、学校長の判断により、必要な措置を取る場合があります。

2 生徒が登校後、学校で活動中に警報が発令された場合

- (1) 学校待機とします。
- (2) 学校で状況を判断し、生徒だけで下校が可能と判断した場合、下校時刻をうさぎメールで連絡します。
- (3) 生徒だけで下校が不可能と判断した場合、迎えをお願いします。うさぎメールで連絡します。

3 上記以外の場合にも、道路状況などにより登校が危険と判断される場合は、生徒の安全を第一に考え、ご家庭で判断していただき、家庭待機など必要な対応をして下さい。また、その際は、学校にご一報下さい。

※津山市立津山西中学校(電話0868-28-0141)

非常災害時における対応について

津山市教育委員会

1 登校前（午前6時の時点）において「特別警報」が発令されている場合、市内小・中学校は休校とする。

2 登校前（午前6時の時点）において次の警報が発令されている場合、市内小・中学校は休校とする。

☐暴風警報 ☐大雨警報 ☐洪水警報 ☐大雪警報
☐暴風雪警報

3 地震、Jアラートの作動等については、地域の非常災害の状況により、学校長が判断して対応すること。学校独自で特別な措置をした場合は、早急に学校教育課に報告すること。

また、給食中止を決定した段階で、保健給食課に連絡するとともに、各学校食育センターに連絡すること。

◇上記1～2において、市内一斉休校とした場合は、津山市学校管理規則第7条に基づく報告（様式第5号）は省略する。